

令和 7 年度版

大仙市部活動地域展開

ハンドブック



大仙市部活動地域展開検討委員会事務局

2026年 1月

目 次

1	学校部活動の地域連携、地域クラブ活動への移行の全体像（イメージ）	1
2	運動関係地域クラブ 中体連大会参加手続き詳細	5
3	文化関係地域クラブ 大会参加手続き詳細	6
4	秋田県参加区分について	7
5	令和7年度 地域クラブ活動の中体連大会申請について（必読）	8
6	県中体連 大会参加申請手続要項（地域クラブ活動用）【資料1】	9
7	地域クラブ活動大会参加までの流れ【資料2】	12
8	各郡市中体連大会参加に伴う問い合わせ先一覧【資料3】	13
9	提出書類＜様式1、様式2―①、様式2―②―1、様式2―②―2、 様式2―②―3、様式3＞【資料4】	14
10	緊急時対策マニュアル（例）【資料5】	20
11	中学生に健全なスポーツ活動をさせるためには（例）【資料6】	21
	<巻末>各種情報リンク先一覧参照	22
1	「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」中間とりまとめ	
2	学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン	
3	秋田県学校部活動及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン（Ver. 2）	
4	令和7年度 地域クラブ活動の中体連大会参加細則について	
5	総合的なガイドラインについて（運動部活動・文化部活動）	
6	兼職兼業について	
7	学校施設開放について	
8	全国中体連について	

学校部活動の地域連携、地域クラブ活動への移行の全体像（イメージ）

学校部活動

【位置付け】学校教育の一環（教育課程外）

指導者	当該校の教師
参加者	当該校の生徒
場所	当該校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付

↓

学校部活動の地域連携

■ 合同部活動の導入や部活動指導員等の適切な配置により生徒の活動機会を確保

指導者	部活動指導員等、関係校の教師 （※アスリート・アーティスト等の人材を含む）
参加者	関係校の生徒
場所	拠点校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付

■ 少子化の中、持続可能な体制にする必要（学校や地域によっては存続が厳しい）

■ 地域の実情に応じた段階的な体制整備

地域の実情に応じ、当面は併存

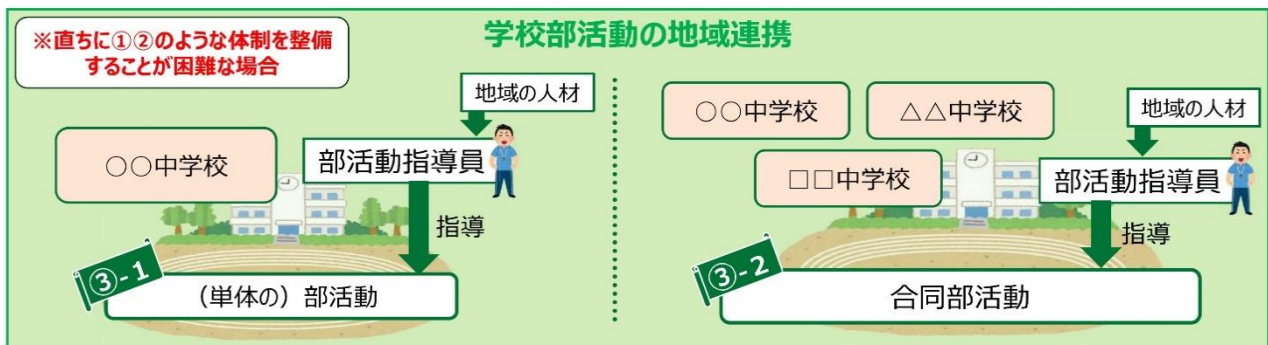
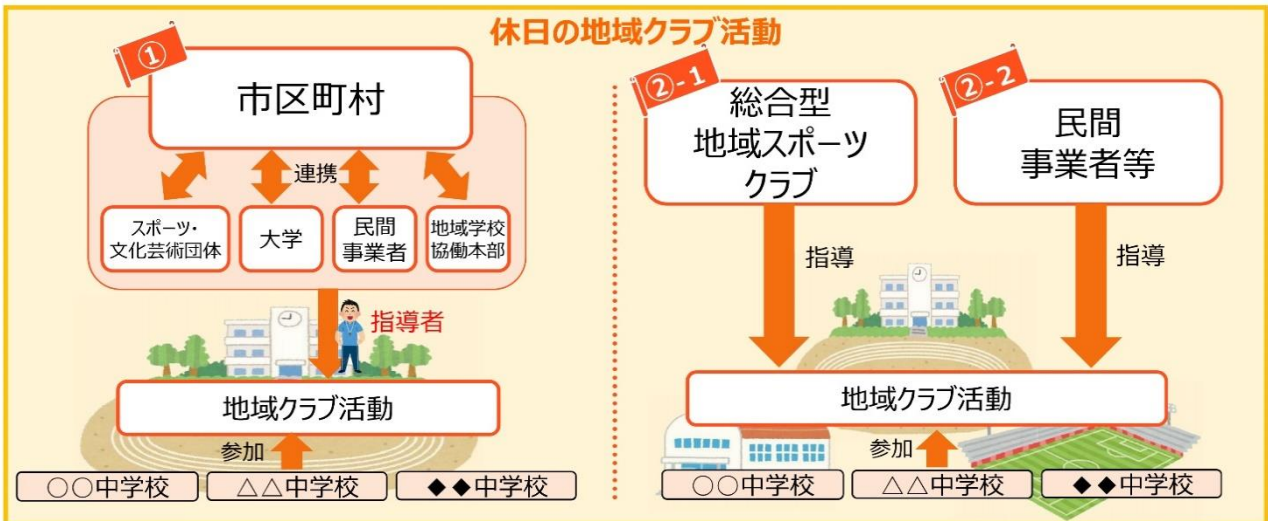
休日の地域クラブ活動

【位置付け】学校と連携して行う地域クラブ活動（法律上は社会教育、スポーツ・文化芸術）

■ 地域の多様な主体が実施。学校は、活動方針、活動状況や生徒に関する情報の共有等を通じて連携。

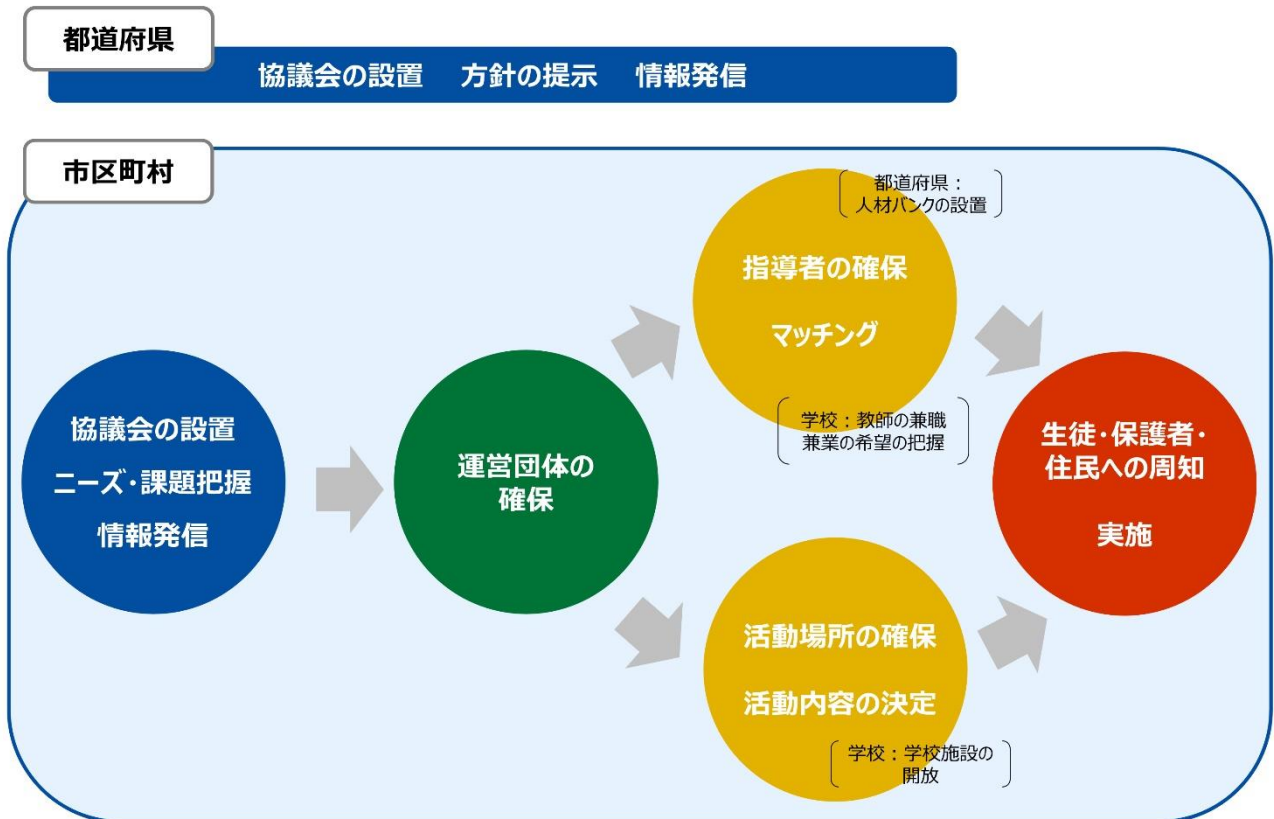
運営団体・実施主体	① 地方公共団体（※複数地方公共団体の連携を含む） ② 多様な組織・団体（総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、プロチーム、民間事業者、大学、文化芸術団体、地域学校協働本部、同窓会等）
指導者	地域の指導者（一部教師の兼職兼業）
参加者	地域の生徒（※他の世代と一緒に参画する場合を含む）
場所	学校施設、社会教育施設、公共のスポーツ・文化施設、地域団体・民間事業者等が有する施設
費用	可能な限り低廉な会費＋用具、交通費等の実費
補償	各種保険等

活動体制



【スポーツ庁の資料より】

休日の部活動の地域移行に係る手順の流れ（イメージ例）

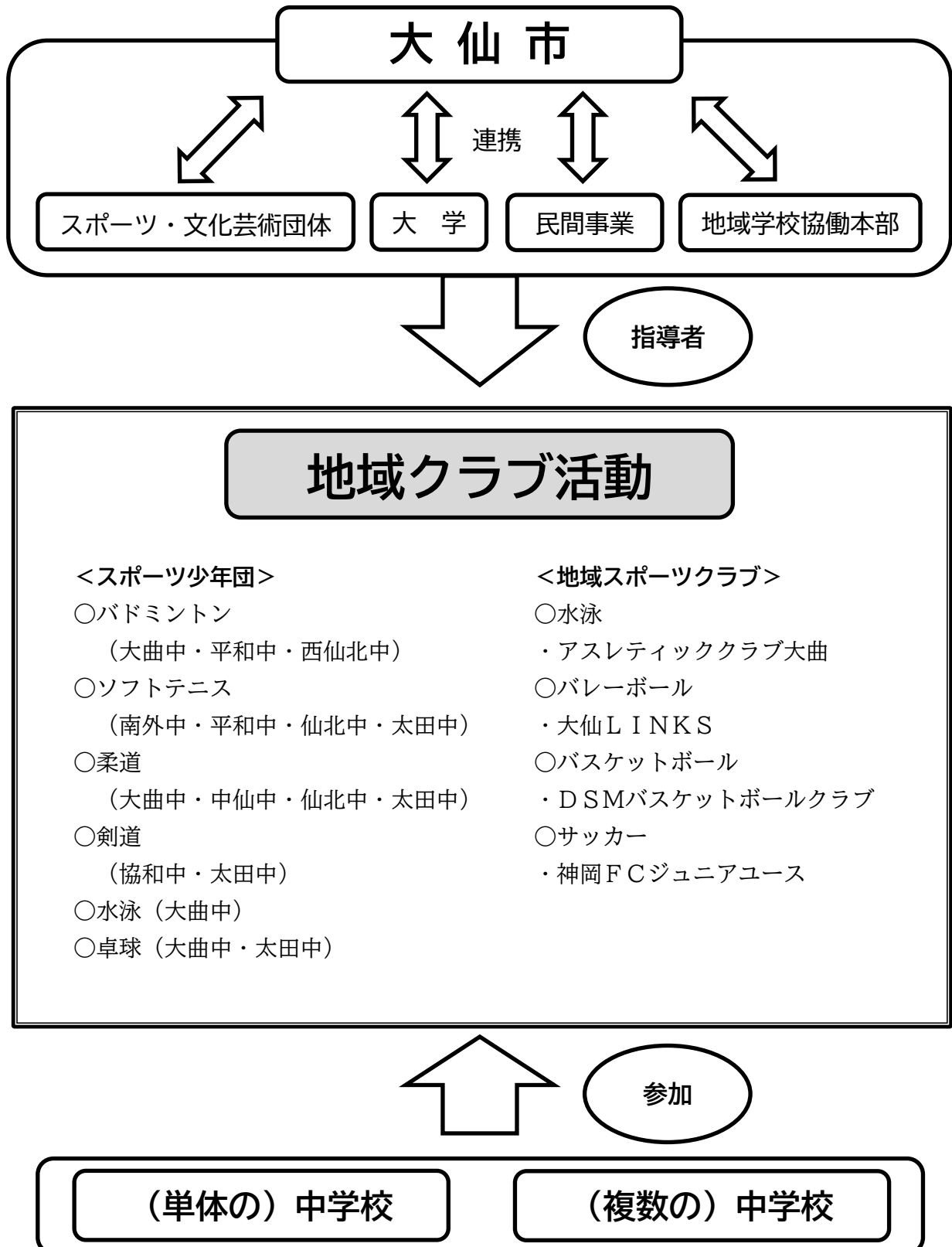


休日の部活動の地域移行に係る要素（例）

	関係者の巻き込み・合意形成	運営団体の確保	指導者の確保	その他環境整備	実施
都道府県	【スポーツ・文化振興担当部署】 ・協議会を設置 ・方針の提示 ・手引きやHPの作成、説明会の実施等を通じて情報を発信	【スポーツ・文化振興担当部署】 ・都道府県単位のスポーツ・文化芸術団体との連携	【スポーツ・文化振興担当部署】 ・指導者の発掘・把握 ・人材バンクの設置 【教育委員会】 ・兼職兼業の規定・運用の改善	【協議会】 ・施設利用の効率的運用等を検討し、利用ルール等を策定	【スポーツ・文化振興担当部署】 ・活動を広く周知
市区町村	【スポーツ・文化振興担当部署】 ・教育委員会等とも連携し、協議会を設置 【協議会】 ・関係者へのヒアリング等を実施 ・ニーズ・課題を把握 【スポーツ・文化主管課】 ・手引きやHPの作成、説明会の実施等を通じて情報を発信	【スポーツ・文化振興担当部署・協議会】 ・地域スポーツ・文化活動を担う運営団体を確保 【協議会】 ・運営団体との連携体制を構築	【協議会】 ・人材バンクの活用 ・地元の民間企業・大学等との連携 ・地域人材の掘り起こし 【協議会】 ・運営団体・実施主体とのマッチングを実施	【協議会】 ・学校施設や社会教育施設等の活動場所を確保 ・施設利用の効率的運用等を検討し、利用ルール等を策定 【協議会】 ・地域クラブ活動における活動内容を決定	【スポーツ・文化振興担当部署】 ・活動を周知し、実施
スポーツ・文化芸術団体、民間事業者等	・上記協議会への参画 ・上記ヒアリングの対応	・上記取組への協力・参画	・人材バンクへの人材登録 ・研修等を通じた指導者の質・量の確保	【運営団体】 ・地域クラブ活動における具体的な活動内容を決定	【運営団体】 ・活動を周知し、実施
学校	・上記協議会への参画 ・教師のニーズ把握 ・生徒・保護者のニーズ把握		・教師の兼職兼業の希望の把握	・利用ルールに基づく学校施設の開放	・活動方針、活動状況や生徒に関する情報の共有 ・地域クラブ活動について周知

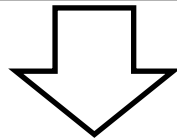
【スポーツ庁の資料より】

大仙市の地域クラブ活動



学校部活動の地域連携

地域の人材



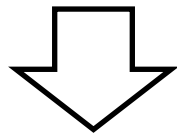
部活動指導員

<運動部>

中仙中学校（男子バスケットボール）
中仙中学校（軟式野球）
平和中学校（ソフトテニス）
平和中学校（バドミントン）
平和中学校（バレーボール）
協和中学校（ソフトテニス）
大曲中学校（柔道）

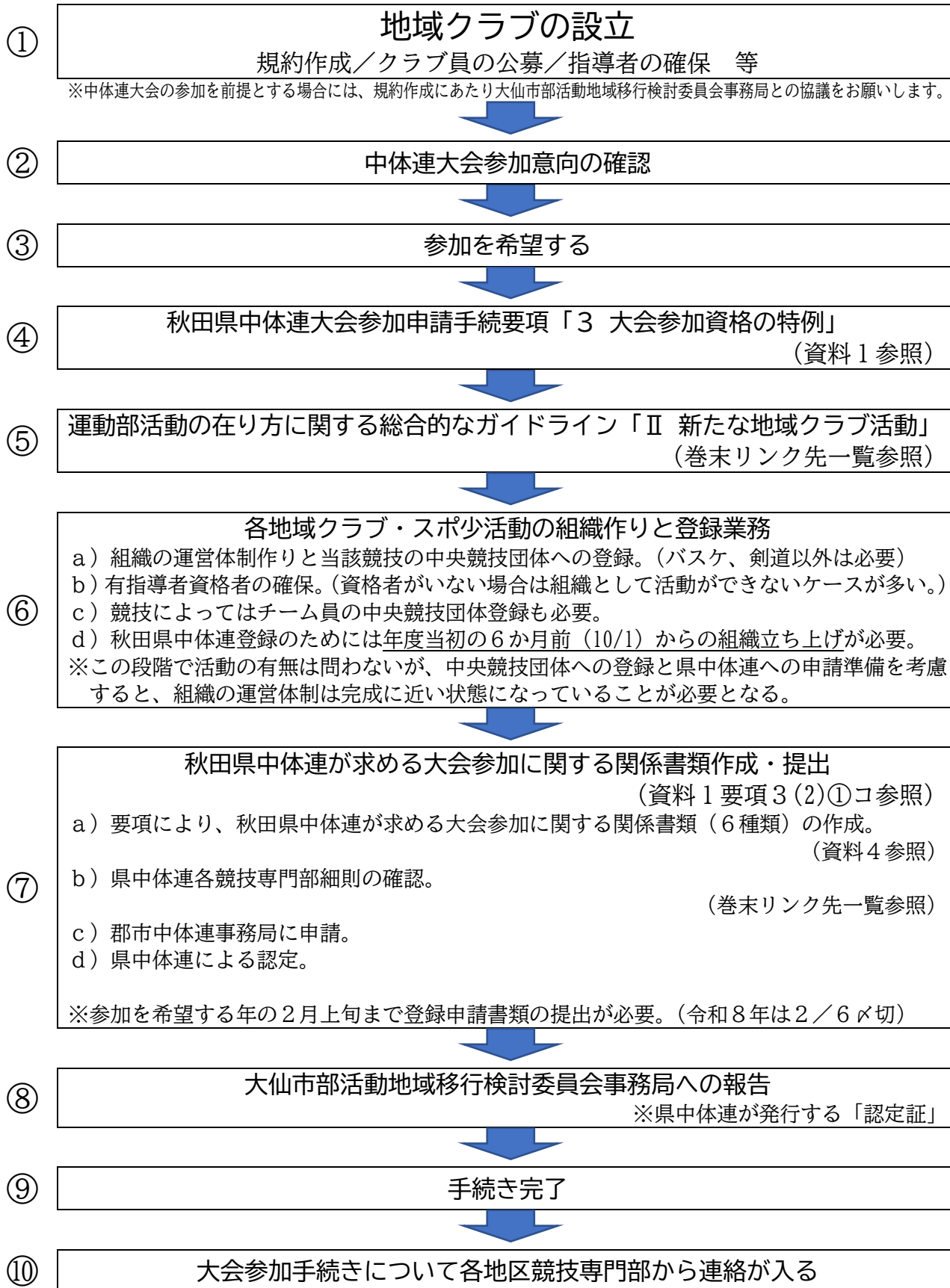
<文化部>

大曲南中学校（吹奏楽）
南外中学校（吹奏楽）
大曲中学校（合唱）
西仙北中学校（吹奏楽）

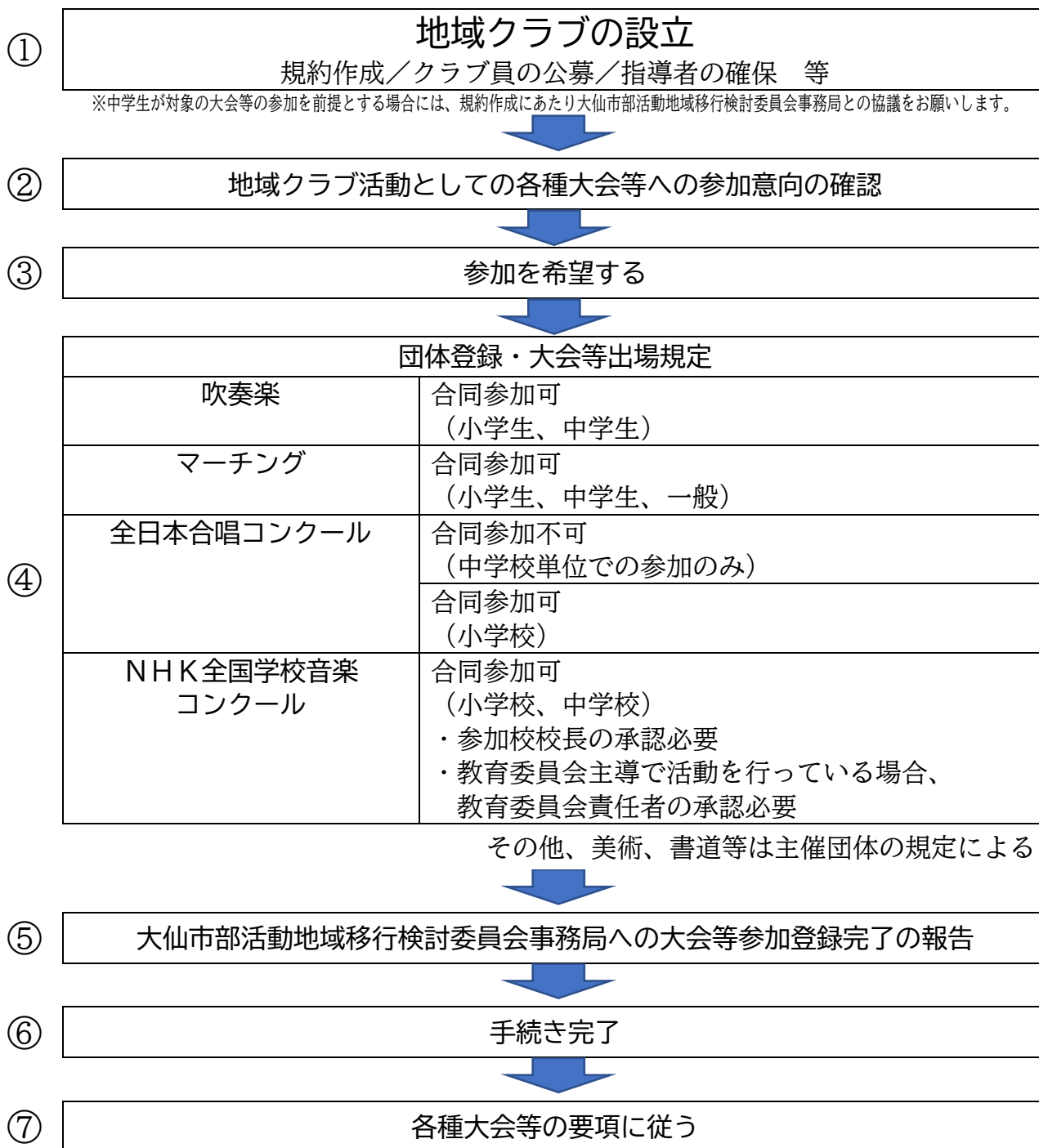


〇〇中学校（単体の）部活動

運動関係地域クラブ 中体連大会参加手続き詳細



文化関係地域クラブ 大会等参加手続き詳細



参加区分について(秋田県の場合)

参加区分	中学校	地域クラブ活動
具体	① ○○中学校 △△部 ② 複数校合同チーム ③ 特設部（季節部など）	① スポーツ少年団や道場 ② 民間企業等が運営するクラブ（チーム） ③ 総合型地域スポーツクラブ ④ ①～③以外の学校が設置者ではないクラブ ※単独の学校がスポ少等として活動している場合の参加区分は選択が必要となるので注意する。
補足	<ul style="list-style-type: none"> • 責任の所在が「中学校長」であり、「学校の教育活動の一環」として活動しているもの。 • ③は常設の部ではないが、学校長より承認を得ているもの。 	<ul style="list-style-type: none"> • 責任の所在が「中学校長」ではないもの。 • 活動の主たる目的が中体連主催大会参加や勝利至上・営利目的でなく、あくまでもスポーツ振興であるもの。 <p>※日本中体連各競技部からの細則では①～④以外の制限を加えている競技があるので注意。（県中体連各競技専門部細則参照）</p> <p>A) 地域移行モデル地区 B) 自治体主導で地域移行を進めるために発足した地域クラブ活動 C) 地域移行の受け皿となっている地域クラブ活動</p>

令和7年8月1日

地域クラブ活動担当者の皆様へ

令和8年度 地域クラブ活動の中体連大会申請について(必読)

秋田県中学校体育連盟

表題の件につきまして、「お知らせ」と「お願い」があります。来年度の中体連主催大会申請に大きく関わってきますので、確認をお願いいたします。

<地域クラブ活動担当者へのお知らせ>

- 申請書類は、令和8年1月上旬に県中体連HPにアップします。募集期間は1ヶ月程度を予定しています。
- 今後、申請に関する情報提供は、競技団体への説明、県中体連HPとします。
(これまで申請された地域クラブ活動を含めて) **県中体連側からクラブ担当者へ個別の告知は一切行いません。**

<地域クラブ活動担当者へのおお願い>

- 令和6年度3月に県教育委員会から発出された「秋田県部活動及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン」を遵守してください。**遵守されていない場合は、申請を認めません。**
- 申請は1年ごととなっております。**前年度認定となっても、「ガイドラインを遵守せずに活動していた」「指導資格の期限が切れている」等の行為が見られた場合は、認定を認めません。
- クラブ担当者が申請書類を提出後、申請書類の差し替え、追加は中体連側が求めた書類以外認めません。**提出された書類で審査を行います。**
- 募集〆切は厳守してください。**期限日以降の提出は原則、認めません。**
- 本県では参加手続き要項に「6ヶ月以上の活動実績」を求めています。「活動実績」とは、組織として規約や練習計画等すべて揃っていることを指します。**申請時に規約や練習計画等を変更し、提出しても「規定を満たした活動実績」とはなりません。**
- 問合せは、各地区中体連事務局にお願いいたします。**また、問合せは代表者のみとしてください。クラブコーチ、保護者等の問い合わせには応じることはできません。

以上となります。**上記内容に変更があった場合は再度、HPに掲載しますので、こまめにチェックをお願いいたします。**

<担当>

秋田県中学校体育連盟

理事長 福山 健太 (秋田市立城東中学校内)

TEL : 018-838-5178 FAX : 018-838-5179

秋田県中学校体育連盟 大会参加申請手続要項(地域クラブ活動用)

秋田県中学校体育連盟

1 趣旨

- (1) この申請は、(公財)日本中学校体育連盟主催「全国中学校体育大会」ならびに東北中学校体育連盟主催「東北中学校体育大会」、秋田県中学校体育連盟主催「秋田県中学校総合体育大会(秋田県予選会)」、秋田県予選会に係る各地区中学校体育連盟主催大会への出場を希望する団体が行うものである。
※一部予選会とならない競技・種目もある。
- (2) この申請は、上記大会への出場資格を得るためのものであり、秋田県中学校体育連盟に加盟するためのものではない。
- (3) この申請は、出場を希望する年度毎に行うものである。

2 申請ならびに大会参加を認める条件

- (1) (申請時)・満たすべきクラブ体制の条件 ※主に3(2)①
・満たすべき提出書類の条件 ※主に3(2)①コ
(承認後)・大会で守るべき行動・遵守の条件 ※主に3(2)②
- (2) 申請内容の虚偽が判明した場合、申請承認後であっても大会参加を認めない措置をとる場合があることを了承している。
- (3) 大会参加を認める条件については、下記「3.大会参加資格の特例」の全てを満たしていること。

3 大会参加資格の特例

- (1) 秋田県中学校体育連盟が認めた地域クラブ活動に所属し、当該競技の中央教育団体、または県スポーツ協会加盟競技団体への登録を行っていること。
- (2) 秋田県大会に参加を希望する地域クラブ活動は以下の条件を具備すること。
 - ① 大会参加を認める条件
 - ア 秋田県中学校体育連盟の目的及び永年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。
 - イ 生徒の年齢及び修業年限が我が国の中学校と一致していること。
(中学校に在籍している生徒であること)
 - ウ 地域クラブ活動にあつては、日常継続的に指導資格を有する成人となる指導者のもとで活動が適切に行われていること。
 - エ 秋田県教育委員会が発出している『秋田県学校部活動及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン(Ver.1)』(令和6年3月)を遵守していること。
 - オ 秋田県中学校体育連盟主催大会への参加が認められた地域クラブ活動の指導に携わる者は、秋田県教育委員会が配信する『秋田ジュニアスポーツ指導者等オンデマンド研修』を受講すること。
受講に関する詳しい情報(受講方法や期間など)については、大会への参加が認められた後に秋田県中学校体育連盟からあらためて連絡をする。
 - カ 秋田県予選会となるすべての大会において、競技役員や審判など、運営上必要な事項に協力すること。

- キ 団体として活動を開始してから6か月以上経過していること。
- ク 地域クラブ活動は選手の参加について、募集要項やホームページ等で公募していること。
- ケ 地域クラブ活動としての独自の規約があること。
- コ 秋田県中学校体育連盟が求める大会参加に関する関係書類*を提出すること。
 - * 1) 地域クラブ活動認定申請書(様式1)
 - * 2) 地域クラブ活動在籍メンバー一覧表(様式2)
 - * 3) 地域クラブ活動の大会参加における確認及び誓約書(様式3)
 - * 4) 地域クラブ活動規約(様式自由)
 - * 5) 活動状況が分かる資料(募集チラシ、大会結果、年間活動計画等)
 - * 6) 指導者が取得している資格が分かるような書類(認定証等)
- サ 秋田県中学校体育連盟が示した、大会出場へのすべての要件を満たしていること。
- シ 地域クラブ活動で秋田県中学校体育連盟主催大会に参加する生徒は、在籍する中学校での大会参加を認めない。
- ② 大会に参加した場合に守るべき条件
 - ア 秋田県中学校体育連盟主催大会開催基準を守り、出場する競技種目の大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。
 - イ 地域クラブ活動においては、責任ある代表者・指導者が生徒を引率すること。(引率細則は適用する)また、万一の事故発生に備え、傷害保険等に加入するなどして、万全の事故対策をしておくこと。
 - ウ 大会開催に関する経費については、必要に応じて、応分の負担をすること。
 - エ 団体競技における地域クラブ活動名での出場は1チームのみとすること。(複数の参加はできない)
- ③ チーム編成の条件
 - ア 地域クラブ活動に所属する選手の都道府県をまたいでの大会参加は認めない。
 - イ 地域クラブ活動に所属する選手の地区内の郡市をまたいだ大会参加は認める。ただし在籍校に希望する部活動がない選手は、地区内にとどまらず、他地区への大会参加を認める。
- ④ 次のような行為が見られた場合、次年度以降の参加を認めない場合がある。
 - ア 大会参加申込に際して、参加条件に虚偽の内容が判明した場合。
 - イ 自チーム以外の選手や指導者、役員、審判等が含まれる動画や画像を本人の許可なくSNS等WEB上へ公開した場合。
 - ウ SNS等WEB上や公の場で審判の判定や対戦相手、大会運営側を誹謗中傷するような書き込みや言動が見られた場合。

4 申請の手順と期限

- (1) 当該競技の中央教育団体または県スポーツ協会加盟競技団体への申請が済んでいることを確認する。
- (2) 秋田県中学校体育連盟HPより、申請に必要な様式をダウンロードする。
- (3) 申請書に必要事項を記入の上、所在地となる各地区中学校体育連盟へE-mail、または郵送にて提出する。
 - ※継続して使用できるE-mailアドレスから送信すること。
- (4) 認定証が秋田県中学校体育連盟より届いた段階で申請完了となる。

※申請書類提出後の書類の修正は、秋田県中学校体育連盟側が指示した内容以外は認めない。

※非承認の場合はその旨を連絡する。

(5) 各競技ごとの大会参加申込等の手続に進む。

※大会参加申込の様式については秋田県中学校体育連盟HPよりダウンロードする。

申請書類送信期限 : 令和8年2月6日(金)必着

5 申請ならびに大会参加申込に関する留意点 ※必読

(1) 秋田県中学校体育連盟HPに各競技専門部ごとに参加資格に関する「細則」が示されているので、必ず確認すること。

(2) 参加申込をする選手は「学校」「地域クラブ活動」のいずれか一方のみで申込をすること。参加区分における二重登録(申込)は認めない。

(3) 大会参加申込の際は、選手(保護者)が作成する「参加区分決定書」を提出した選手のみを記載すること。

(4) 「参加区分決定書」提出後の選手の参加区分変更は原則、認めない。

(5) 認定申請書提出後に、地域クラブ活動間の選手の移籍は認めない。

(6) 新たに地域クラブ活動に参加する生徒がいた場合、令和8年3月31日(火)まで追加メンバーを認める。「第一次追加メンバー報告<様式2-②-1>」にて申請書を提出した各地区中学校体育連盟に提出すること。

(7) 新1年生が大会に出場する場合は、大会の抽選会前日までに「追加メンバー報告」を各地区中学校体育連盟に提出すること。

① 地区春季大会参加の新1年生・・・第二次追加メンバー報告

<様式2-②-2>

② 地区春季大会以降に参加する新1年生・・・第三次追加メンバー報告

<様式2-②-3>

※第二次追加メンバー報告で提出した選手に関しては、第三次で新たに報告する必要はない。

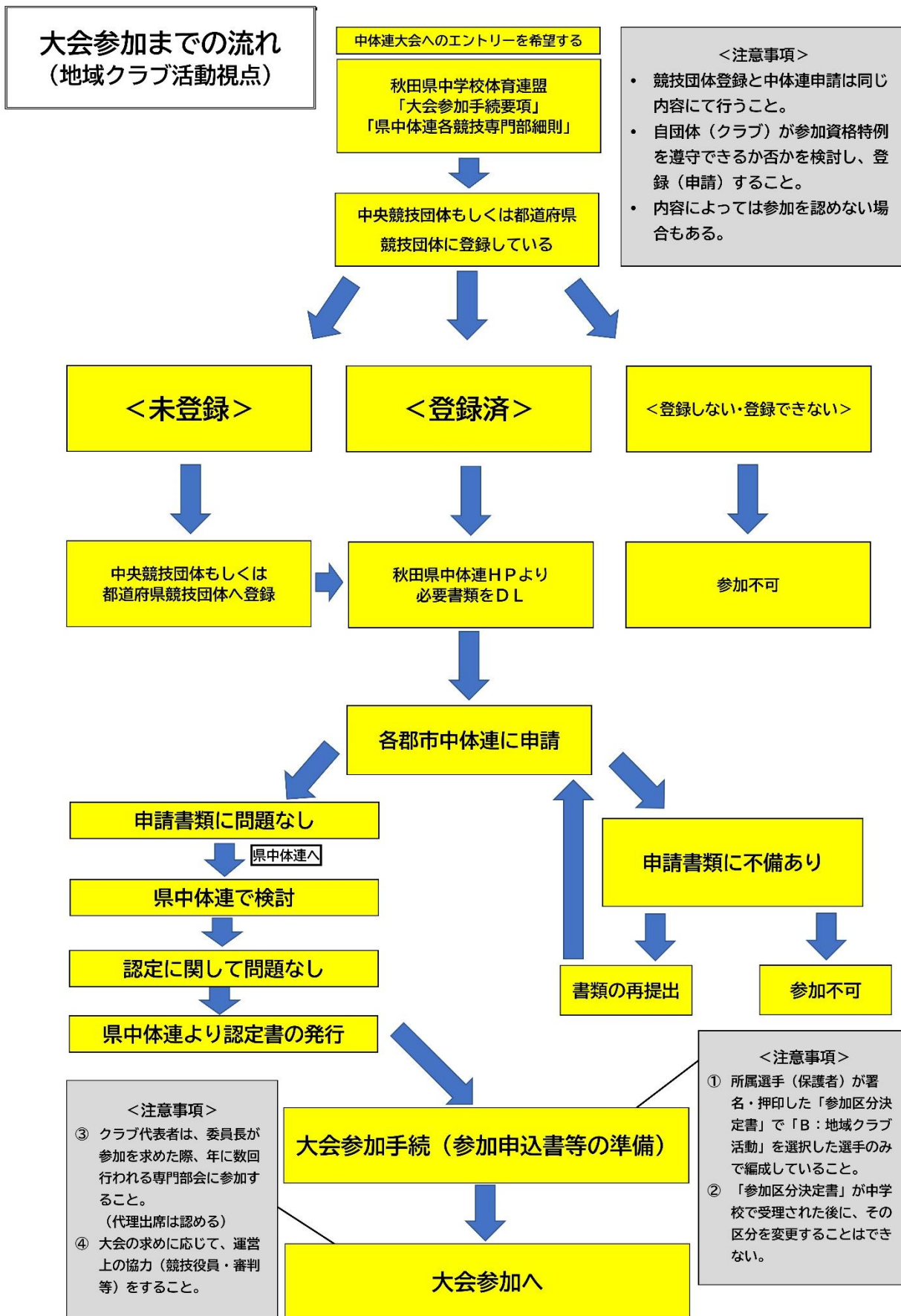
6 その他

(1) 地域クラブ活動として参加できる秋田県及び各地区中学校体育連盟主催大会は、年度当初の大会から秋季大会までとする。

(2) 大会に参加する区分に関しては、在籍する中学校で配付される「参加区分決定書」を提出し、決定する。

(3) 参加区分決定書の提出メ切は、地区ごとに異なるので、質問等は、各地区中学校体育連盟へ問い合わせること。

(4) 地域移行モデル地区や自治体主導で地域移行を進めるために発足したスポーツ団体については、上記「3」及び「5」の一部について別の対応をとることがある。詳細については、秋田県中学校体育連盟事務局に問い合わせること。



令和8年度「地域クラブ活動の中体連主催大会参加」について各問い合わせ先(～R8.3.31)

No.	郡 市	会 長	担当(理事長)	担当(事務局長)	事 務 局
1	鹿 角	古 谷 敦 浩	阿 部 匡 宏	阿 部 匡 宏	鹿角市立花輪中学校 〒018-5201 鹿角市花輪字陣場125番地
		(花 輪)	(花 輪)	(花 輪)	電話 0186-23-2257 FAX 0186-23-2260
					E-mail: hanawa-jhs@ink.or.jp
2	大館北秋田	伊 多 波 卓 美	伴 野 拓 海	伴 野 拓 海	大館市立東中学校 〒017-0043 大館市有浦5丁目2-8
		(大 館 東)	(大 館 東)	(大 館 東)	電話 0186-42-2835 FAX 0186-43-5359
					E-mail:daihokuchutairen@yahoo.co.jp
3	能代山本	佐 藤 政 彦	貝 森 寛 樹	貝 森 寛 樹	能代市立東雲中学校 〒016-0013 能代市向能代字トメキ106番地1
		(東 雲)	(東 雲)	(東 雲)	電話 0185-52-5119 FAX 0185-55-2597
					E-mail shinonomechu@school-noshiro.jp
4	秋 田 市	佐 々 木 正 宜	福 山 健 太	勝 又 樹 里	秋田市立城東中学校 〒010-0041 秋田市広面字鍋沼17番地
		(城 東)	(城 東)	(城 東)	電話 018-838-5178 FAX 018-838-5179
					E-mail info@akita-chuta.com
5	男鹿潟上南秋	相 馬 仁	三 戸 仁 志	三 戸 仁 志	五城目町立五城目中学校 〒五城目町高崎字広ヶ野200番地
		(五 城 目 一)	(五 城 目 一)	(五 城 目 一)	電話 018-852-2051 FAX 018-852-4698
					E-mail fvgn0852@nifty.com
6	本 荘 由 利	菊 地 一 弘	今 野 正 敏	佐 々 木 裕 治	由利本荘市立本荘北中学校 〒015-0014 由利本荘市石脇字山ノ神11-304
		(本 荘 北)	(本 荘 北)	(本 荘 北)	電話 0184-22-0321 FAX 0184-23-2778
					E-mail honkita-jh@edu.city.yurihonjo.akita.jp
7	大 曲 仙 北	菅 原 和 仁	鈴 木 衛	鈴 木 衛	大仙市立大曲中学校 〒014-0016 大仙市若竹町7番17号
		(平 和)	(大 曲)	(大 曲)	電話0187-63-2222 FAX0187-63-2221
					E-mail:suzuki.mamoru.nd@edu-akita.jp
8	横 手 市	佐 藤 健 司	大 坂 康 広	大 坂 康 広	横手市立十文字中学校 〒019-0508 横手市十文字町十五野新田字梨木境134-1
		(十 文 字 中)	(十 文 字 中)	(十 文 字 中)	電話 0182-42-1030 FAX 0182-42-4702
					E-mail jumonjichu@yokote-edu.jp
9	湯 沢 ・ 雄 勝	高 橋 俊 英	新 田 光	新 田 光	湯沢市立皆瀬中学校 〒012-0183 湯沢市皆瀬字下菅生24-1
		(羽 後)	(皆 瀬)	(皆 瀬)	電話 0183-46-2003 FAX 0183-46-2842
					E-mail 81269@sch.city-yuzawa.jp

地域クラブ活動

<様式2-①>

令和7年度 在籍メンバー一覧表

年 月 日

チーム名※1		記載責任者	
参加競技※2		代表責任者連絡先※3	

※1 チーム名は認定申請書に記載されたチーム名と同様とする。

※2 参加競技は認定申請書の記載と同様とする。

※3 責任者連絡先は認定申請書に記載された代表責任者連絡先と同様とする。

(NO.1)

NO.	選手名	ふりがな	性別	学年	在籍中学校
例	秋田 太郎	あきた たろう	男	2	秋田市立〇〇中学校
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					

※メンバーが多く、枠が不足の場合は用紙ナンバーを変更し、新たな用紙に記載すること。

※使用する漢字は原則として常用漢字・人名用漢字とする。プログラム等への掲載の場合も同様とする。

ただし、それ以外の漢字の使用を特に希望する場合は、各地区中体連に相談すること。

認定申請書

年 月 日

秋田県中学校体育連盟 会長 殿

私は、中体連大会へ参加するため貴連盟の規約を遵守し、次のとおり申請いたします。

参加競技 ※1			
ふりがな			
チーム名 ※2			
ふりがな			
代表責任者氏名 ※3	印	生年月日	年 月 日 生まれ (歳)
	住所	〒	
代表責任者連絡先	メールアドレス		
	TEL (自宅)	TEL (携帯)	
チーム結成年月日	年 月 日	在籍人数 ※4	人 (男子 人・女子 人)
チーム所在住所 ※5	市		
主な練習場所			
公募方法	HPによる公募 ・ チラシ等による公募 ・ その他 ()		
指導者の有資格 ※6	(氏名)	資格種類	
	(氏名)	資格種類	
	(氏名)	資格種類	
	(氏名)	資格種類	

連絡担当者 ※7

ふりがな			
連絡担当者氏名	生年月日	年 月 日 生まれ (歳)	
	住所	〒	
連絡担当者連絡先	メールアドレス		
	TEL (自宅)	TEL (携帯)	

- ※1 参加競技は中体連に専門部がある競技とする。
- ※2 プログラム等に記載するチーム名とする。(チーム名に記号・絵文字等は使用しない。)
- ※3 代表責任者は20歳以上の社会人とする。
- ※4 県内外問わず、中学校に在籍している全メンバーの人数を記載する。
- ※5 中体連大会への参加はチーム所在住所として報告した地区大会のみとする。複数地区への参加、地区の変更は認めない。
- ※6 指導に当たっている者すべてを記載すること。(枠が不足の場合、適宜増やして記載すること)
- ※6 取得している資格が分かるような書類(認定証等)を添付すること。
- ※7 連絡担当者は代表責任者と連絡が取れない場合の連絡先とする。
- ※8 認定申請書の提出とともに、活動状況が分かる資料(募集ちらし、大会結果、年間活動計画等)を添付すること。

地域クラブ活動
令和7年度 在籍メンバー一覧表
【第一次追加メンバー報告】

<様式2-②-1>

年 月 日

チーム名※1		記載責任者	
参加競技※2		代表責任者連絡先※3	

- ※1 チーム名は認定申請書に記載されたチーム名と同様とする。
- ※2 参加競技は認定申請書の記載と同様とする。
- ※3 責任者連絡先は認定申請書に記載された代表責任者連絡先と同様とする。

NO.	選手名	ふりがな	性別	学年	在籍中学校
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

- ※メンバーが多く枠が不足の場合は用紙ナンバーを変更し、新たな用紙に記載すること。
- ※使用する漢字は原則として常用漢字・人名用漢字とする。プログラム等への掲載の場合も同様とする。
 ただし、それ以外の漢字の使用を特に希望する場合は、各郡市中体連に相談すること。

地域クラブ活動
令和7年度 在籍メンバー一覧表
【第二次追加メンバー報告】

<様式2-②-2>

年 月 日

チーム名※1		記載責任者	
参加競技※2		代表責任者連絡先※3	

- ※1 チーム名は認定申請書に記載されたチーム名と同様とする。
 ※2 参加競技は認定申請書の記載と同様とする。
 ※3 責任者連絡先は認定申請書に記載された代表責任者連絡先と同様とする。

NO.	選手名	ふりがな	性別	学年	在籍中学校
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

- ※メンバーが多く枠が不足の場合は用紙ナンバーを変更し、新たな用紙に記載すること。
 ※使用する漢字は原則として常用漢字・人名用漢字とする。プログラム等への掲載の場合も同様とする。
 ただし、それ以外の漢字の使用を特に希望する場合は、各郡市中体連に相談すること。

地域クラブ活動
令和7年度 在籍メンバー一覧表
【第三次追加メンバー報告】

<様式2-②-3>

年 月 日

チーム名※1		記載責任者	
参加競技※2		代表責任者連絡先※3	

- ※1 チーム名は認定申請書に記載されたチーム名と同様とする。
- ※2 参加競技は認定申請書の記載と同様とする。
- ※3 責任者連絡先は認定申請書に記載された代表責任者連絡先と同様とする。

NO.	選手名	ふりがな	性別	学年	在籍中学校
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

- ※メンバーが多く枠が不足の場合は用紙ナンバーを変更し、新たな用紙に記載すること。
- ※使用する漢字は原則として常用漢字・人名用漢字とする。プログラム等への掲載の場合も同様とする。
 ただし、それ以外の漢字の使用を特に希望する場合は、各郡市中体連に相談すること。

地域クラブ活動の大会参加における確認及び誓約書

秋田県中学校体育連盟 会長 様

No	✓欄	確 認 事 項
1		秋田県中体連の目的及び永年にわたる活動を理解し、それを尊重している。
2		生徒の年齢及び修業年限が我が国の中学校と一致している。
3		日常継続的に代表者もしくは指導資格を有する指導者の指導のもとに、適切に行われている。
4		秋田県教育委員会が発出している『秋田県学校部活動及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン (Ver.1)』(令和6年3月)を遵守している。
5		団体として活動を開始してから6ヶ月以上経過している。
6		地域クラブ活動は選手の参加について、募集要項やホームページ等で公募している。
7		当該競技を管轄する中央競技団体もしくは県競技団体に登録されている団体である。かつ同じ内容で秋田県中学校体育連盟登録申請書を提出している。
8		予選会を含む全ての大会において、競技役員や審判など運営上必要な事項に協力できる。また、大会開催等に係る費用について、必要に応じて応分の負担をすることを理解している。
9		同一の団体競技(種目)において、同一団体(チーム)から複数エントリーはしない。
10		大会参加に際して、責任ある代表者・指導者が生徒を引率する。また、万一の事故発生に備え、傷害保険等に加入するなどして、万全の事故対策を立てている。
11		県大会においては、同一選手が複数の競技にエントリーできない。
12		競技部(専門部)ごとに示す大会参加に関する細則を理解し、同意している。
13		地区中体連、保護者との間に十分な連絡・協力体制が保たれている。
14		日常活動を行うために必要な施設、設備が工夫されている。
15		大会参加手申請手続要項3-2)一④を遵守している。
16		大会参加にあたっては、通常の学校生活に支障をきたさないこと。

※すべての項目に「✓」が入った団体に中体連大会参加を認める。

誓 約 書

- ・申請書類(様式1・2、団体規約)の内容と併せてこちらを申請いたします。
- ・上記の内容を遵守し、大会参加いたします。
- ・大会参加申請や各種大会参加申し込み、虚偽の内容が判明した場合、大会参加資格を取り消すことを了承します。また、大会参加後に判明した場合は大会結果を取り消すことを了承します。

令和 年 月 日

団体名

代表者名

印

緊急時対策マニュアル(例)

1 地震発生の場合

- (1) 揺れを感じしだい協議を即時中止する。まずは、場内アナウンスで観客、選手、役員関係者を落ち着かせる。
- (2) 同時に本部役員で対応を協議する。最終判断は大会部会長が下す。ただし、緊急を要する場合は、場内放送で避難を支持する。
※避難時の誘導に関わる役割分担ならびに放送原稿を予め準備し確認しておく。避難経路・場所についても決定し、関係者に周知徹底しておく。(プログラムに明記することが望ましい)
- (3) 大きな揺れでない場合は、状況を見て競技を再開する。
- (4) 避難判断の場所は、分担通り役員が所定の部署につき、安全かつ迅速に誘導する。

2 火災発生の場合

- (1) ボヤ程度の場合は、各自持ち場で消火活動を行う。事後、大会本部ならびに施設管理者に報告し、対応を仰ぐ。
- (2) 全体避難が必要な場合は、地震の場合に準ずる。ただし、危険個所（発生個所）からの避難を優先させる。
- (3) 火災報知機作動の場合は、大会本部で即座に状況を確認する。その後、場内放送を通じて観客、選手、役員関係者に状況を説明し落ち着かせる。状況によっては、避難誘導する。

3 雷が近づいている場合

- (1) 屋外競技において雷が近づいている場合は、大会本部ならびに当該審判員で協議し、安全な状況になるまで協議を中断する。
- (2) 状況によっては一時観客、選手、関係者を安全な場所に避難させる。

4 熊が目撃された場合

- (1) 屋外競技場において熊が目撃された場合は、大会本部ならびに当該審判員で協議し、安全な状況になるまで競技を中断する。
- (2) 状況によっては一時観客、選手、関係者を安全な場所に避難させる。

5 刑法抵触行為発生の場合

- (1) 発見した時点で至急大会本部に一報してもらう。役員が現場に急行し事実関係を確認する。大会本部ならびに施設管理者で協議の上、場合によっては司法等関係機関と連携を取り対処する。
- (2) 刑法抵触行為が予想される人物、物品を発見した場合も、上記と同様に対処する。

6 急病者等発生の場合

- (1) 発見した時点で至急大会本部に一報してもらう。役員ならびに救護担当者が現場に急行し対処する。必要に応じ、救急病院等に連絡するとともに救急車の出動を要請する。

中学生に健全なスポーツ活動をさせるために…(例)

◇ 選手としての心構え

- 1 「挨拶は大きな声で元気よく」から始めよう。
- 2 安全面での注意を忘れない。自分の体調に合わせて無理をしすぎないこと。
- 3 ルールや審判の判定に従うこと。
- 4 感情的にならず冷静にプレイすること。興奮したり相手をヤジったりしないこと。
- 5 自分自身のために、そしてチームのために一生懸命に働くこと。
- 6 コーチやチームの仲間、相手と協力すること。相手チームを尊重しよう。
- 7 プレイを楽しみ、好きなスポーツをしていることに感謝しよう。素晴らしいプレイには、敵・味方関係なく拍手を送り、讃え合おう。
- 8 会場をきれいにするために「来た時より美しく」を心掛け、ゴミは持ち帰ろう。

◇ 指導者（コーチ）としての心構え

- 1 ミスした子どものことを感情的に怒鳴ったり、笑ったりしないこと。
- 2 子どもたちにルールに従ってプレイするように指導すること。
- 3 勝ち負けにこだわり過ぎて、体罰や行き過ぎた指導をしないこと。
- 4 常に最新の指導理論や指導方法、子どもの発育・成長に関する理論を自ら学び姿勢をもち続けよう。
- 5 選手の発達段階や能力や安全面に配慮し、ケガの防止に努めよう。特に熱中症の予防のために水分の補給や休憩、健康観察等で個人差にも配慮すること。

◇ 保護者としての振る舞い

- 1 子どもたちは自らの楽しみのためにプレイしているのであり、決して親のためではないことを忘れないこと。
- 2 勝ち負けよりも子供たちの努力や行動に注目しよう。素晴らしいプレイには、敵・味方関係なく拍手を送り、讃え合おう。熱の入り過ぎた応援や、相手チームや審判へのヤジは慎みましょう。
- 3 常にルールに従ってプレイするように子どもたちにすすめよう。
- 4 ミスを叱ったり、笑ったりしないこと。
- 5 審判の判定を尊重し、同様に子どもたちにも尊重するように教えよう。
- 6 コーチ、指導者、審判や他の保護者への感謝の気持ちを示そう。
- 7 会場をきれいにするために「来た時より美しく」を心掛け、ゴミは持ち帰ろう。身近な大人が子どもに手本を示し、正しいマナーを示しましょう。

最近、スポーツにおけるマナーの向上やフェアプレイの精神の大切さが叫ばれています。試合中の選手のアンフェアな態度やマナーの悪さ、応援側の保護者のマナー低下の問題（汚いヤジ、ゴミのポイ捨て、駐車違反）など今一度反省し、スポーツを通して学ぶことの価値を関係者一同見直しましょう。中学生の大会が健全な心を育てる場になることを願い、皆様のご協力をお願いします。

各種情報リンク先一覧

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ	
令和7年5月16日	スポーツ庁・文化庁
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/039_index/attach/1420653_00001.htm	
部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン	
令和7年12月22日	スポーツ庁・文化庁
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/1405720_00025.htm	
秋田県学校部活動及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン (Ver. 1)	
令和6年3月	秋田県教育委員会
https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/80506	
地域クラブ活動の秋田県中体連及び各地区中体連主催大会への参加について	
令和8年1月	秋田県中学校体育連盟
https://www.akita-chuta.com/regional.html	
学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン	
令和4年12月	スポーツ庁・文化庁
https://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/sobunsai/93813101.html	
公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について	
令和3年2月	文部科学省
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinji/mext_02032.html	
公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の考え方について	
令和7年3月	秋田県教育委員会
https://www.pref.akita.lg.jp/pages/genre/88551	
学校体育施設の有効活用に関する手引き	
令和2年3月	スポーツ庁
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop02/list/detail/1385575_00002.htm	
地域での文化活動を推進するための「学校施設開放の方針」について	
令和3年1月	文化庁
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kondankaito/chiikibunkakurabu/pdf/92856901_03.pdf	